

随意契約結果表

| | | | |
|------------------|--|--------|----------------------|
| 担当課名 | 健康増進課 | | |
| 案件名 | 新型コロナウイルス感染症の予防接種にかかる事務等委託 | | |
| 案件の概要 | 新型コロナウイルス感染症の予防接種にかかる事務 | | |
| 随意契約の種類 | 単独随意契約 | | |
| 契約年月日 | 令和 3 年 4 月 1 日 | 契約の相手方 | 三田市医師会 |
| 単価契約 (年間予定総額) | 10,800,000 円 | | (うち消費税相当額 981,818 円) |
| 契約期間 | 契約を行った日 ~ 令和 4 年 3 月 31 日 まで | | |
| 随意契約とした理由 | <p>令和3年2月12日付け全国知事会と公益社団法人日本医師会による委託の集合契約(以下「集合契約」という。)に基づいて実施される予約接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項により同法第6条第1項の規定による予防接種とみなす新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種については、国が仕組みを構築している。接種記録や国への報告等については、それに基づいて行う必要がある。このため、新型コロナウイルス感染症の予防接種にかかる事務等の委託先については、集合契約の相手方の新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種実施機関(以下「実施機関」という。)と同じである必要がある。また、実施機関のほとんどが所属する一般社団法人三田市医師会については、市内の医療機関を掌握しており、コロナウイルスワクチン接種を行った医療機関への指導、かかり増し経費の確認、支払い業務を行うことは、業務履行の信頼性から考えても業務委託を行える団体である。(一般社団法人三田市医師会の会員でない場合は実施機関と直接契約)</p> | | |
| 随意契約とした法令根拠 | <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 (緊急の必要があるもの)</p> | | |